

## 千葉県学校職員目標申告実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校職員が職務に関する目標設定を行い、実行し、評価する一連の活動を通して、学校職員の能力の強化、育成等を図り、学校全体の教育力の向上及び信頼される学校づくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「学校職員」とは、市立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、学校栄養職員並びに小学校・中学校及び特別支援学校の学校事務職員をいう。

### (申告者)

第3条 この要綱に基づく目標申告の対象職員（以下「申告者」という。）は、学校職員であって、次の各号に掲げる者以外の者とする。

- (1) 育児休業、休職等により教育長が指定する日までに目標の申告が不可能な者
- (2) 長期の出張又は研修等により、目標の申告が困難であると教育長が認める者
- (3) その他教育長が定める者

### (実施方法)

第4条 申告者は、年度当初に目標を設定し、上半期終了時に進捗状況の確認を行い、当該年度末において最終的な成果の確認を行うものとする。

- 2 目標設定及び進捗状況の確認並びに最終的な成果の確認については、別に定める目標申告シートに必要事項を記入し、面接者との面接により実施するものとする。
- 3 面接者は、最終的な成果の確認に関する面接が終了した後、その結果を速やかに調整者に報告しなければならない。

4 面接者及び調整者は、教育長が定める者とする。

(面接者及び調整者の責務)

第5条 面接者及び調整者は、申告者の勤務状況を把握し、目標達成に協力し、必要な指導や援助を行わなければならない。

(実施期間)

第6条 実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(関係書類の保存期間)

第7条 目標申告シートの保存期間は、3年間とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、目標申告の実施に必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。